

法の下での平等 婚姻・家族

尊属殺人の重罰規定

【事件】14歳から15年にわたって、実の父親に夫婦同様の関係を強いられてきた被告人は、職場の同僚との結婚を望んだところ、父親に軟禁・虐待され、酒に酔った父親と口論になって襲いかかられ、思いあまって父親を絞殺し、自首しました。

【判決】1973年、最高裁は、尊属殺人に関する刑法第200条の法定刑は普通殺人に関する「199条に比し著しく不合理な差別的取扱いをするもの」と認め、刑法200条を憲法第14条に違反し無効とし、199条を適用して懲役2年6か月、執行猶予3年を判決しました。日本で初めて最高裁判所が法令に対しての違憲判決を下した事件といわれています。

*注記 「尊属殺人」とは父母や祖父母・おじ・おばなどの血族(=尊属)を殺害することです。

婚外子国籍訴訟

【訴訟】結婚していない日本人の父とフィリピン人の母10組の間に生まれた子供10人(8~14歳)が、出生後父から認知を得ているとして法務大臣あてに国籍取得届を出しました。しかし、両親の婚姻を要件とする国籍法3条1項の規定を満たしていないとして、届は受理されませんでした。そこで、この規定は不合理な差

別であり、法の下での平等を定めた憲法第14条に違反するとして、日本国籍を有することの確認を求めました。

【判決】2008年、最高裁は、国籍法の規定は憲法第14条に違反するとし、10人全員に日本国籍を認めました。

婚外子の差別相続

【訴訟】結婚していない男女から生まれた婚外子の遺産相続分について、結婚した夫婦の子の2分の1とした民法900条但し書き(嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1と定めた部分)の規定が憲法第14条の法の下での平等に反するとして起こされた訴訟。

【判決】2013年、最高裁は婚姻や家族の形態が多様化するなか、民法で定める相続分の区分は不合理な差別にあたり、憲法第14条に違反するとししました。この決定をうけて、民法900条の但し書きが削除されました。

法の下での平等 男女

住友電気工業訴訟

【訴訟】1960年代に高卒事務職として住友電工に採用され、同社に勤務し続けてきた女性2人が、男女別雇用管理によって、能力向上と昇進の機会を不当に奪われたことを理由に、同期・同学歴の男性社員との月額20万円余りの給与差額と慰謝料を求め、会社と国を相手取り提訴した訴訟。

【判決】会社が原告を昇進させ、解決金を支払うことで、2003年、大阪高裁で和解が成立しました。

日産自動車男女別定年制訴訟

【訴訟】それまで勤務していた会社が日産自動車株式会社へ吸収合併され、「男子55歳、女子50歳の定年」を定める同社の就業規則により退職を命じられた女性従業員が、男女で異なる定年年齢を設けることは民法90条の公序良俗に反しているとして、雇用関係存続の確認を求めた事件。

【判決】1981年、最高裁は、民法第90条に反し無効とししました。私人間の人権保障について、憲法第14条の間接適用説を取りました。

芝信用金庫訴訟

【訴訟】就業規則や慣行により一定の勤続年数による昇進・昇格が行われているにもかかわらず、女性がこの対象からはずされていることについて、女性従業員13人が役職資格の確認と賃金差額を請求した訴訟。

【判決】2000年、東京高裁は、高裁が男性優遇の人事の実態を認め、2002年、最高裁で男性と同じ昇格と賃金の差額を支払うことなどの和解が成立しました。

再婚禁止期間訴訟

【訴訟】女性だけに6か月（約180日）の再婚禁止期間を定めた民法733条が、法の下での平等（憲法第14条）や両性の本質的平等（憲法第24条）に反するとして、岡山県の女性が起こした訴訟。

【判決】最高裁は2015年、100日をこえる部分を違憲と判断しました。これをうけて、禁止期間を100日に短縮したうえで、離婚時に妊娠していないとする医師の証明があれば、それ以内でも再婚を認める法改正が2016年に行われました。